

### ■労働関係指標

完全失業率	4月の完全失業率(季節調整値) <b>3.2%</b> (前月と同水準)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) <b>1.34倍</b> 2か月連続の上昇(前月差0.04ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,407万人</b> 3か月ぶりの増加(前月差20万人増)	定期給与	現金給与総額(原数値) <b>274,984円</b> (前年同月比0.3%増)

## Topics 1. 確定拠出年金法の改正について

確定拠出年金の改正法が平成28年5月24日に国会にて成立し、6月3日に公布されました。今回の法改正は中小企業向けの簡易型確定拠出年金制度の創設や個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大、拠出金の限度規制を月単位から年単位に変更する等、様々な働き方に対応し、企業や個人にとって利用しやすい制度にすることを目的としています。

今回は確定拠出年金の概要と、主な法改正内容について紹介させていただきます。

### Point1 確定拠出年金とは

確定拠出年金は平成13年から始まった企業年金制度で「401k」や「DC」とも呼ばれています。老後の資産形成を目的として、会社もしくは個人が拠出した金額を自己の責任のもとで運用し、その運用結果に基づいた給付を原則60歳以降に受け取ることが出来ます。また、拠出先は加入者自身の口座のため、転職や退職に伴い、年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が可能です。制度の種類は大きく分けて「企業型」と「個人型」があり、平成28年3月末時点で、企業型は約550万人、個人型は約25万人の加入者がおり、制度開始から増え続けています。

### Point2 主な法改正内容

今回の法改正概要は以下の通りです。

概要		施行期日
1. 企業年金の普及・拡大	①中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した「簡易型確定拠出年金制度」を創設。	公布日から2年以内
	②中小企業に限り、個人型確定拠出年金に加入する従業員の拠出に追加して、事業主拠出を可能とする制度を創設。	
	③拠出金の限度規制を月単位から年単位に変更する。	平成30年1月1日
2. ライフコースの多様化への対応	①個人型確定拠出年金について、国民年金第3号被保険者（専業主婦等）や企業年金加入者、公務員等も加入対象とする。	平成29年1月1日
	②確定拠出年金から確定給付年金等への年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。	公布日から2年以内
3. 確定拠出年金の運用の改善	①継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。	公布日から2年以内
	②指定運用方法（デフォルト商品）に関する規定の整備と、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。	
4. その他	企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。	平成29年1月1日 (一部は平成28年7月1日)

(厚生労働省資料より)

今回の法改正により、公務員や専業主婦、企業年金加入者など約2,700万人が新たに個人型確定拠出年金の加入対象者となります。従業員100人以下の中小企業を対象にした「簡易型確定拠出年金制度」の創設や、年金資産の持ち運びの拡充により、確定拠出年金制度の加入者は今後も増えていくものと思われます。

アーク&パートナーズでは、賃金体系の変更により、従業員の給与の一部を確定拠出年金掛金として拠出することで、社会保険料削減等の様々なメリットを受けながら従業員の将来の資産形成を可能にする「選択制確定拠出年金制度」を提案しています。制度導入に必要な規程類の整備から、従業員の方への制度説明、今回の法改正で努力義務となった継続投資教育まで長期的にサポートさせていただきます。詳細は弊社担当までお問い合わせください。

## TOPICS 2. マイナンバー制度の運用状況

本年1月に施行開始されたマイナンバー制度、このマロニエ通信でも数回にわたり概要や注意点などを連載してきました。半年が過ぎた現在、話題にのぼることも少なくなってきましたが、その運用の状況はどのようになっているのでしょうか。

### 〈雇用保険〉

1月より、いち早く雇用保険関係の対応が始まりました。申請の用紙もマイナンバー記入欄が入った新しいものになっています。弊社においても、マイナンバーを記載した書類のやりとりに伴うリスクを避け、雇用保険での対応に併せて順次電子申請での手続きに移行してきました。ただし、現段階ではマイナンバーを記載しなくても手続きには特に支障はありません。

### 〈社会保険〉

健康保険・厚生年金については、平成29年1月以降利用が予定されています。各健康保険組合、年金機構の具体的な対応について、現時点では具体的な情報がありませんが、年金機構へ添付書類として提出する住民票には、マイナンバーを記載しないこととなっています。

### 〈税務関係〉

退職した従業員へ交付する源泉徴収票には、マイナンバーを記載する必要はありません。ただし、税務署へ提出する源泉徴収票や支払調書には記載が必要です。

また、平成29年1月末までに提出する給与支払報告書にはマイナンバーを記載することになります。

現段階では、様々な手続きに関して必ず記載しなければならないものは少なく、まだ未対応の企業も多いかと思いますが、上記をふまえて年末に向けて少しずつ準備を進めていくことが必要となってきます。従業員からのマイナンバー取得の概要をまとめておきます。

### ◆番号と身元の確認方法

原則として次のいずれかの方法で行います。

- ①個人番号カード
- ②通知カード+運転免許証など
- ③個人番号の記載された住民票の写しなど+運転免許証など

### ◆扶養家族のマイナンバー取得時の確認方法

- ①国民年金第3号被保険者届など→扶養家族からの委任状+代理人(従業員)の確認書類+扶養家族の通知カード
- ②扶養控除申告書→従業員が扶養家族の本人確認を行う  
※委任状は不要

## 編集後記《葉月》働く女性向けサービス

今年4月に施行された女性活躍推進法をはじめ、女性の雇用促進を図るための施策が次々と打ち出されています。そんな中、働く女性向けのサービスが増えてきたと感じています。

共働き主婦である私自身もそれらの便利なサービスを利用しています。普段の生活に定着しているのが、ネットスーパーです。通勤電車の中でiPad画面をクリックして商品を選び、平日の夜や土日に受け取ります。仕事終わりの疲れた状態でスーパーに寄り、重たい買い物

## TOPICS 3. 「外国人留学生雇用の成功例と失敗例」

先日、外国人留学生の雇用がとてもうまくいっている企業と、そうではない企業の両方のお話を伺う機会がありました。ある給食会社は、食事の配膳に関して外国人留学生をとても有効に活用しておられました。留学生も入国管理局から資格外活動許可を取得していれば、週28時間までは就労することができます。同社の場合、配膳の仕事はその時間に稼動してもらえばよいという特殊性が、ピタリとはまったという訳です。同社の経営陣は、特にベトナム人留学生の勤勉性を高く評価し、今では優秀なベトナム人留学生を確保するため、ベトナム現地に候補人材の送り出し機関まで作られました。

また、途上国からの留学生は、労働者として有能であるばかりでなく、会社の経営を成功に導ききっかけを作ってくれる人材にもなりえます。

ある飲食チェーン会社では、中国に進出するにあたって、日本の大学に留学したのち同社に就職した中国人スタッフが、現地で大きな不動産会社を経営する自分の父親を紹介したことから事業が拡大し、同社の中国現地法人は100店舗超を展開するまでに急成長しました。

もちろん、世の中は成功事例ばかりではありません。直近では、外国人留学生をまとめて社員として採用した会社で、研修期間中に全員が退職してしまったという事例を伺いました。それは日本人と同じ研修を受けさせたところ、彼らから見れば、誰も気にしないこと、起こりえないことまで想定して徹底する研修が、あまりにも細かすぎ、「いじめられた」と感じたことが原因だったとのこと。日本の商習慣は、海外と比べて優れた面は確かに多いと考えられます。しかし、それを押し付けるのではなく、面倒でもその理由を丁寧に説明するなどの工夫が求められます。

留学生に限りませんが、外国人の雇用には、日本人とは異なる気配りも必要となります。一方で、日本人からは得られないようなプラスの効用もありえますので、良い関係を築いていきたいものです。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

をすることから肉体的にも時間的にも解放され、重宝しています。他にも宅配クリーニングや家事代行サービスなどもありますが、それらはまだ利用したことがありません。家事代行サービスは、ひと昔前まではいわゆる一部のお金持ちが利用するものといったイメージがありましたが、価格も含め気軽に利用できるものとなっているようです。今後も働き続けるためには、もっと便利なサービスが普及することを期待しています。また、家庭の中で家事を負担するのは女性という前提で話してきましたが、これからはその常識も変わっていくのかもしれない。(兼)



Facebook 毎週火・木更新★ いいね! お待ちしています♪  
Facebookにて最新情報をお届けしております  
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマークを  
取得いたしました



10840560